

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第3期大津町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県菊池郡大津町

3 地域再生計画の区域

熊本県菊池郡大津町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の総人口は1975年以降一貫して増加しており、2020年には35,187人となっている。住民基本台帳によれば、2024年度時点で36,470人となっている。国立社会保障・人口問題研究所による推測では、2040年に37,324人でピークに達し、その後は減少傾向になることが見込まれている。

年齢3区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14歳）は総人口が増えていくなかでも年々減少し、2020年の5,980人をピークに2050年には5,285人となることが見込まれる一方、老年人口（65歳以上）は1965年の1,803人に対し2020年には7,632人に達した。2050年には11,263人となることが見込まれるなど少子高齢化が加速していくと考えられる。生産年齢人口（15～64歳）も2030年の22,275人をピークに以降は減少となることが見込まれている。全体的な構成比の変化をみると、1965年から2020年の間に年少人口は12.1%の減少、生産年齢人口は0.8%の減少、老年人口は12.9%の増加となっている。

自然動態をみると、2024年は24人の自然減（出生数301人、死亡数325人）、社会動態については、2024年は126人の社会増（転入者数2,291人、転出者数2,165人）となっている。本町の主要産業の一つである製造業における近年の環境の変化の影響もみられ若い世代を中心に転入者数が増加傾向であるが、国全体の人口減少・少子高齢化が進むなかで、本町においても将来的には転入数の減少が見込まれる。

また、もう一つの主要産業である農業・林業従事者においては高齢化が進み、担

い手・後継者不足が大きな課題となっている。このような課題による地域における担い手不足や地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。

これらの課題に対応するため、本町の目指すべき姿として、将来ビジョンである「今も未来もみんなが幸せであり続けられるまち 大津」を掲げ、町民1人1人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができるまちの実現、まちの未来を担う個性豊かで多様なひとの確保、魅力ある多様なしごとの創出の3つの観点から誰もが住み続けたいと思える魅力的なまちづくりに向けて取り組む。

なお、これらに取り組むにあたっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ目標の達成を図る。

- 基本目標1 「おおづ」で働くを支える
- 基本目標2 「おおづ」での結婚・出産・子育てを叶える
- 基本目標3 「おおづ」を住みやすいまちにする
- 基本目標4 「おおづ」に新しい人のつながりを創る
- 基本目標5 「おおづ」でデジタルの力を活かす

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2029年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	企業新規・増設立地協定 数(累計)	21件	42件	基本目標1
イ	「児童福祉・子育て支援 の充実」に対する満足度	58.3ポイン ト	71.0ポイント	基本目標2
ウ	買い物に不便を感じてい る人の割合	31.5%	28.0%	基本目標3
ウ	「道路網の充実」に対す る満足度	36.0ポイン ト	42.5ポイント	基本目標3

エ	宿泊者数	301,608人	540,000人	基本目標 4
エ	SNS発信数/フォロワー	SNS発信数 105 回 フォロワー 数3,037人	SNS発信数 120回 フォロワー 数8,000人	基本目標 4
オ	行政手続きのオンライン 可能件数	36件	86件	基本目標 5
オ	DX 関連セミナー受講者 数	20人	30人	基本目標 5

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第3期大津町まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 「おおづ」で働くを支える事業
- イ 「おおづ」での結婚・出産・子育てを叶える事業
- ウ 「おおづ」を住みやすいまちにする事業
- エ 「おおづ」に新しい人のつながりを創る事業
- オ 「おおづ」でデジタルの力を活かす事業

② 事業の内容

- ア 「おおづ」で働くを支える事業

大津町に住み続け、豊かな生活を実現するためには、働く環境の充実が必要不可欠である。そのため、多様な企業の誘致の推進等を始めとして農業、工業、商業の全ての分野における産業の活性化を実現し、全ての人が

それぞれの希望を実現し能力を発揮することのできる多様な雇用環境を整備することで、誰もが安定した雇用と魅力的なキャリアを実現し、安心してやりがいを持ちながら働き続けられるまちを目指す。

【具体的な事業】

- ・新規就農者の確保と育成に向けた、農業法人の設立や機能強化（農業従事者からの作業委託を含む）支援による営農体制の確立
- ・企業集積や恵まれた交通アクセス等の地域の魅力と企業立地の優遇措置を活かした企業誘致
- ・働き手を町内の中小企業・小規模事業者へとつなげる施策の推進 等

イ 「おおづ」での結婚・出産・子育てを叶える事業

地域の活力の源泉は「人」であり、その基盤となる結婚・出産・子育てに対する支援に取り組む必要がある。若者や子育て世帯への支援の充実や地域全体で子どもを育てる環境づくりにより、結婚の希望を叶えるとともに、希望するこどもの数を希望どおり産み育てることのできるまちの実現を目指す。また、学校・家庭・地域が一体となって、こどもの教育環境の充実に努め、地域の未来を担う子どもたちが夢や可能性をのびのびと伸ばすことのできるまちを目指す。

【具体的な事業】

- ・主体的な健康づくりを支える仕組みや環境の整備
- ・保護者の「情報」「交流」「相談」の拠点となる地域子育て支援拠点事業等の充実
- ・家庭と連携した家庭学習の充実 等

ウ 「おおづ」を住みやすいまちにする事業

大津町が住みやすいまちとなるためには、安心して豊かな生活を実現することが必要不可欠である。まずは、住みやすさの基盤として、災害の頻発化・激甚化や地域の高齢化の進展、住民ニーズの多様化等を踏まえて、いつまでも町内の希望する地域で誰もが安心・安全に暮らすことのできるまちを実現しなければならない。その上で、本町の魅力である豊かな自然環境や文化を保全しつつ、肥後大津駅周辺のまちづくりや空港アクセス鉄道中間駅周辺の新たなエリア開発や町中心部と各地域を繋ぐ交通体系の整備

等を進めることにより、調和のとれたまちの発展を実現し、いつまでも豊かに暮らすことができるまちを目指す。

【具体的な事業】

- ・商業・観光施設に加え、町全体の魅力を再発見し、誘客と消費につながるシティプロモーションの推進
- ・町民生活向上、経済・社会活動、地域間の交流等を支える渋滞緩和、災害時機能も企図した道路網整備
- ・災害時の迅速な避難所開設及び感染症対策を含めた避難所の安全性や生活環境の向上 等

エ 「おおづ」に新しい人のつながりを創る事業

将来的に本町の人口が減少局面を迎えることは避けることのできない現実として迫っていることから、新しい人のつながりを創出し、町外からも本町を応援し、本町の将来を担う個性豊かで多様な人材を増やしていく必要がある。そのため、「現代の宿場町」として、スポーツのまちやバイクのまちをはじめとした大津町の強みを活かし、より多くの人が大津町を知り、体験することができるまちを実現し、本町とのつながるきっかけを創出することで、本町との継続的かつ多様な関わり方が生まれるまちを目指す。

【具体的な事業】

- ・九州の中央に位置する交通結節点としての立地を最大限に活かした、宿泊・交流拠点の形成
- ・ICT・SNS 等を活用した効果的な広報とファンコミュニティの形成
- ・行政（支援・調整）と地域（実践・主体）の役割分担を明確にした体制のもと、各行政区や各種団体との連携の推進 等

オ 「おおづ」でデジタルの力を活かす事業

地域の活力を維持し、生活の快適性や利便性を向上させるためには、デジタルの力を積極的に活用することが求められる。そのため、行政だけでなく、民間事業者も含めて、デジタルの力を活用した付加価値の高いサービスを創出するとともに、デジタルの力によって人の持つ能力や可能性を最大化することができるよう、幅広い取組を推進し、どの地域でも誰もが

便利で快適に暮らし続けることのできるまちを目指す。

【具体的な事業】

- ・業務プロセスの再構築（BPR）とデジタル技術を組み合わせることによる行政サービスの高度化
- ・DX 等による事業間連携促進と付加価値創出、新規ビジネス創出支援
- ・ICT 導入及び手続の見直しによる業務効率化と利用者利便性の向上を推進 等

※なお、詳細は「第3期大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

910,000 千円（2026 年度～2029 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

毎年度 1 1 月頃に外部有識者による効果検証を行い、必要に応じて施策や事業の追加・見直し等を行う。検証後速やかに本町ホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

2026 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

2026 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日まで